

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取こども学園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年11月21日及び22日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額と大きく乖離している科目があった。</p> <p>ついては、予算変更の必要がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、あらかじめ経理規程細則等で定めることが望ましい。</p> <p>おって、本件は前回も文書指摘しており、その際貴法人は「積立金についても予め予測して補正予算を調製する。」と回答しているものの改善されていないので、要因を分析し、再発防止策を講じた上で必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(留意事項2(2))(定款第33条)(経理規程第21条)</p> <p>(乖離が見られた科目の例)</p> <p><児童養護拠点> (施設整備等積立資産支出(措置)) 予算:34,867,000円 決算:80,967,000円</p> <p><乳児院拠点> (人件費積立資産支出(措置)) 予算:0円 決算:12,200,000円</p> <p><児童心理治療施設拠点区分> (人件費積立資産支出(措置)) 予算:0円 決算:16,300,000円</p>	
2	<p>事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 拠点区分間繰入の繰入金の財源について、積立金取崩収入が充当されているにもかかわらず前期末支払資金残高と記載されているものが見受けられた(児童養護施設から</p>	

	<p>浜村作業所及びエミライズへの繰入)。 ついては、附属明細書は計算書類との整合性を図って作成すること。 (運用上の取扱い26)</p>	
3	<p>児童養護施設拠点区分において、施設整備等積立資産を目的外使用のため令和5年9月9日の理事会承認を得て取り崩したが(31,722,000円)、その後、承認を得た認定こども園拠点等への繰入が不要になったため障害福祉サービス1拠点への繰入に6,900,000円を充当したものの、この使用目的・取崩額の変更等について理事会の承認を受けていなかった。</p> <p>ついては、一度積立金を目的外に使用することについて理事会の承認を受けていた場合でも、その使用目的、取り崩す金額、時期等を変更した場合は、再度理事会において十分に内容を審査の上、承認を受けること。 (運営費局長通知3(2))</p>	
4	<p>法人全体貸借対照表について、有形リース資産の令和5年度末価額は4,430,952円であるのに対し、固定資産管理台帳で有形リース資産と見受けられる固定資産(印刷機、業務用パソコン(27台及び18台))の期末帳簿価額合計は1,921,896円であり、一致していなかった。</p> <p>ついては、貸借対照表と固定資産台帳の整合性を図ること。 (会計省令第2条、第25条)(留意事項27)</p>	